

資料 2

地域型保育事業について

【1】資料説明

○「鹿沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「条例」。）及び「鹿沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「施行規則」。）を9月議会において制定しました。

ただし、現在、国等からその後の詳細な情報はありません。そのため、以下の内容により手引き等を作成しました。

1. 資料 2-1 地域型保育事業実施の手引き（案）

平成27年度4月1日から実施する「小規模保育事業」「事業所内保育事業」実施事業者に対する事業実施内容を示した案になります。

この手引きに基づき、平成27年度から、事業を実施していきます。

なお、本文中の条例・施行規則で規定しているもの以外の「行政指導」は市から事業者へのお願いという扱いになります。

2. 資料 2-2 地域型保育事業の施設と運営について（案）（小規模保育事業・事業所内保育事業）

この基準は、平成26年度家庭的保育事業を既に実施している市町村が、事業者等に示している内容を参考に作成しました。ただし、法律で規定されているものは「遵守」、「行政指導」は市からのお願い、「推奨」は望ましい内容としています。

3. 家庭的保育事業等実施要綱

条例・施行規則等に基づき、認可申請を受ける様式関係を作成します。

【2】実施方法

今年度については、

- ・既存の認可外施設及び市内の幼稚園・保育園については、通知等を送付し、周知する。
- ・その他は、鹿沼市のHPに「お知らせ」として掲載する。

【3】申請の受付

平成27年度の事業実施開始のため、本年度に限り事前に事前協議書を提出してもらおう。(12月19日ごろまで)

【理由】

- ・本事業内容については、国等で一部不明な点もまだあり、事前に内容の確認が必要なため
その内容を踏まえ、再度必要な書類の提出をいただく。(1月中)

【4】認可

1月の申請に基づき、2月の子ども・子育て会議で意見を伺い、市で認可を行う予定になります。